

【2022 年 10 月 25 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 202 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

人事労務マガジンは令和 5 年 3 月でメール配信を終了し、4 月以降は厚生労働省ウェブサイトの記事に掲載します。

最新号の掲載は厚生労働省公式 Twitter・Facebook でお知らせします。

厚生労働省公式 Twitter・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。

健康・医療、子ども・子育て、福祉・介護、雇用・労働、年金など、みなさまの暮らしに役立つ情報をお届けしますので、ぜひフォローください。

<厚生労働省公式 Twitter>

手順 1 Twitter アカウント登録してログイン

手順 2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック

手順 3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

手順 1 Facebook アカウント登録してログイン

手順 2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック

手順 3 「フォローする」ボタンをクリック

また、厚生労働省は、新型コロナワクチンに対するさまざまな疑問や不安を持たれている

国民の皆さまに向けて、分かりやすい情報をお届けするための特設サイト「新型コロナ

ワクチン Q&A」を公開しているので、ぜひご覧ください。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

・政府の対策、国内の発生状況、働く人や経営者への支援などはこちら。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【目次】

1. 産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡充されました！
2. 10月27日（木）開催「自営型テレワーク活用セミナー」の参加者募集中！
（事前申し込み制・参加無料）
3. 11月7日オンライン開催 テレワークセミナー参加者募集中！
（事前申し込み制・参加無料）
4. 【締め切り間近】「多様な正社員制度」の導入・改定を、専任の導入支援員がサポートします（無料）
5. 参加者募集中：「男性の育児休業取得促進セミナー」オンライン開催
（事前申し込み制、参加費無料）
6. 「働き方・休み方改革シンポジウム」を会場とオンラインで開催します（参加無料）
7. 「労働契約等解説セミナー2022」を開催します（事前申し込み制・参加無料）
【再掲】
8. 「過重労働解消のためのセミナー」の参加者を募集中です（事前申し込み制・参加無料）
～9月から12月にオンラインと会場で全49回開催～【再掲】

【トピック1】産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡充されました！

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・

出向先の双方の事業主に対して産業雇用安定助成金の支給を行っています。

10月1日から、この助成金の支給や助成の対象が拡充しましたので、ぜひご活用ください。

■拡充のポイント

①出向労働者一人あたりの支給期間を最長2年に延長します！

支給期間をこれまでの最長1年（365日）から、最長2年（730日）に変更します。

- ・延長される期間は、令和6年3月31日までです。
- ・延長希望日の3か月前から前日までの間に「延長届」の提出が必要です。なお、令和4年11月30日までに延長届を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。
- ・支給期間の延長には、引き続き売上高や生産量などの生産指標が一定以上減少

しているか（出向元）、雇用量が一定以上減少していないか（出向先）などの要件が延長届の提出時とその6か月後に審査されます。

※出向計画届提出時と生産量要件が一部異なりますのでご注意ください。

- ・令和4年10月1日時点で、1年を超えて引き続き出向を実施している労働者は、令和4年11月30日までに延長届を提出すると、さかのぼって支給されます。

②支給対象労働者数の上限を一部撤廃します！

出向元・出向先ともに最大500人としていましたが、出向元事業所に限り上限を撤廃します。

※資本的・経済的・組織的関連性など、独立性が認められない事業主間で実施される出向はこれまでどおり最大500人です。

③出向復帰後の訓練（Off-JT）に対する助成を新設します！

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（Off-JT）を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。

- ・経費助成：実費（1人あたり上限30万円）
- ・賃金助成：1人1時間あたり900円（上限600時間）
- ・出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります。
- ・出向復帰後訓練を行う場合は、訓練開始日前日までに「復帰後訓練計画」の提出が必要です。なお、令和4年11月30日までに訓練計画を提出した場合は、事前に

届け出たものとして取り扱います。

【主な助成内容】

- ・出向前に、就業規則や出向契約書の整備費用など、出向の成立に必要な措置を行った場合に労働者1人あたり最大15万円（出向初期経費助成）
- ・出向期間中の労働者の賃金や教育訓練経費などに対して助成率最大9/10（出向運営経費助成）
- ・出向復帰後訓練を行った場合に経費助成最大30万円（出向復帰後訓練助成）

【詳細はこちら】

産業雇用安定助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

【在籍型出向支援についてはこちら】

在籍型出向支援

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounush/page06_00001.html

【トピック2】10月27日（木）開催「自営型テレワーク活用セミナー」の参加者募集中！（事前申し込み制・参加無料）

自営型テレワーク活用セミナーをオンラインで開催します。

このセミナーは、会社には雇用されず、請負契約などによって主に自宅などでテレワークを行う方や、そのような方へ業務委託を検討している事業者の方などに向けたものです。

自営型テレワークの基本を知り、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者や仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることにつながります。ぜひご活用ください。

■自営型テレワーカー向けセミナー概要

日時：10月27日（木）10:00～12:00

形式：ZOOMでのウェビナー形式

内容：

自営型テレワークを始めるにあたって知っておきたい10のポイントの紹介

自営型テレワーカーの仕事風景動画の紹介

自営型テレワーカーによるパネルディスカッション

相談会（事前申し込み制）

【申し込み・詳細】

自営型テレワーク活用セミナー

https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/2022_w.html

■発注者・注文者等企業向けセミナー概要

日時：10月27日（木）14:00～16:00

形式：ZOOM でのウェビナー形式

内容：

自営型テレワークの適正な実施のためのガイドラインの紹介

発注者、自営型テレワーカー双方によるパネルディスカッション

個別相談（事前申し込み制）

【申し込み・詳細】

発注者・注文者等企業向けセミナー

https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/2022_c.html

【トピック 3】11 月 7 日オンライン開催 テレワークセミナー参加者募集中！
（事前申し込み制・参加無料）

厚生労働省は、「テレワークセミナー（第 8 回）」をオンラインで開催します。労務管理上の留意点、ICT（情報通信技術）活用における留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報をお届けします。

テレワークは、ICT を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方で、育児・介護と仕事の両立や、企業の生産性向上などが実現する可能性があります。

セミナー終了後に、労務管理面や ICT 面で各企業が抱える具体的な課題などについて、

セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」も実施します。個別相談の方法（電話または WEB 会議方式）は、お申し込み時にご指定ください。

■概要

日時：11 月 7 日（月）13:00～15:50 ※オンライン接続開始 12:50

定員：200 名

内容：

テレワーク導入事例の紹介

テレワーク導入企業の体験談紹介（2 社）

テレワーク実施時の労務管理上の留意点

ICT 活用における留意点

【申し込み・詳細】

テレワークセミナーのご案内 第 8 回

<https://kagayakutelework.jp/seminar/2022/1107.html>

■今後のスケジュール ※時間はすべて 13:00～15:50

第9回：11月16日（水）

第10回：11月25日（金）

【トピック4】【締め切り間近】「多様な正社員制度」の導入・改定を、専任の導入支援員がサポートします（無料）

厚生労働省は、勤務地などを限定した「多様な正社員制度」の導入・改定を検討中の事業者向けに、個別に専任の導入支援員（社労士など）がアドバイスを行う導入支援

を無料で実施します。事業所の状況や意向に合わせた柔軟なサポートをしますので、検討中の事業所はぜひお申し込みください。

また、申し込む前に導入支援についてもっと知りたいという事業者向けにオンライン説明会も開催します。

■概要

対象：「多様な正社員制度」の導入・改定を検討されている事業者

費用：無料（支援員の交通費等も負担不要）

支援回数：1社あたり4回程度

対象地域：全国 ※オンラインでの支援も可能

募集社数：50社程度 ※締め切り間近です

実施時期：申し込み後、相談の上で順次開始（令和5年2月頃までに完了予定）

内容：専任の導入支援員から「多様な正社員制度」の導入・改定や、関連制度の見直しなどについての個別アドバイスを実施

※事業者の状況や意向に合わせた支援を行います。

支援を受け、結果的に「今回は多様な正社員制度は導入しない」という結論になっても問題ありません。

また、「導入支援」の申し込みを検討中の事業者向けに、オンライン説明会も実施します。

ぜひご活用ください。

- ・参加費：無料
- ・所要時間：30 分程度 ※途中入退出自由

【申し込み方法などの詳細】

導入支援・オンライン説明会申し込みページ

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/seminar/>

【お問い合わせ】

株式会社日本能率協会総合研究所（委託先）

E-mail：tayou@jmar.co.jp

【トピック5】参加者募集中：「男性の育児休業取得促進セミナー」オンライン開催
（事前申し込み制、参加費無料）

厚生労働省では、10月1日から運用が始まった「産後パパ育休」（出生時育児休業）を踏まえて、男性の育児休業取得促進を目的としたセミナーをオンラインで開催しています。（事前申し込み制・参加無料）

「産後パパ育休」により、子の出生直後に男性が育児休業を取得しやすくなり、時期や回数なども、これまで以上に柔軟な対応が可能となりました。
今回のセミナーでは、企業、管理職、労働者がそれぞれの立場からの理解を深め、具体的に取り組めるよう、対象者ごとに多彩なプログラムを設けています。また、対象者以外でも関心のある方はどなたでも参加できますので、ぜひお申し込みください。

■各セミナーの概要

1. 企業向けセミナー「改正育児・介護休業法が企業に求めるもの」

- ・開催期間：11月8日（火）～12月8日（木） 残り3回
- ・定員：200名（各回）

2. 管理職向けセミナー「イクボスのマネジメント手法」

- ・開催期間：11月28日（月）～12月2日（金） 残り2回
- ・定員：200名（各回）

3. 若年層向けセミナー「夫婦で育児休業をとる」

- ・開催期間：11月11日（金）～11月22日（火） 残り3回

・定員：200名（各回）

※すでに申し込み受付を終了した回もあります。ご了承ください。

【お申し込み・詳細】

「イクメンプロジェクト」公式サイト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>

【セミナーに関するお問い合わせ】

イクメンプロジェクト事務局

（厚生労働省委託）

株式会社東京リーガルマインド

E-mail：info@ikumen-project.jp

電話番号：03-5913-6085

【トピック6】「働き方・休み方改革シンポジウム」を会場とオンラインで開催します

（事前申し込み制、参加無料）

厚生労働省では、働き方・休み方改革推進の機運を高めることを目的として、このたびシンポジウムを開催します。

本シンポジウムでは、学識経験者による基調講演、企業の取組事例の紹介、登壇者によるパネルディスカッションを通じて、働き方・休み方改革のポイントや実践的な取組内容をご紹介します。

企業の人事労務担当者や働き方・休み方改革にご関心をお持ちの方など、皆様のご参加をお待ちしています。

■「働き方・休み方改革シンポジウム」概要

日時：11月25日（金）13:30～16:00

形式：会場とオンライン 同時開催（Zoom ウェビナー利用）

会場：AP 浜松町（東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館 B1F）

定員：会場180名、オンライン1,000名程度

主なテーマ：

- ・働き方改革をどのように進めるのか：残業依存体質の改革が鍵
- ・働き方・休み方改革と選択的週休3日制

- ・リモートワークなど働き方の新しいスタイルの現状と今後の課題

【登壇者や申込方法など詳細】

『働き方・休み方改善ポータルサイト』

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/#hatarakikataYasumikata>

【再掲】

【トピック7】「労働契約等解説セミナー2022」を開催します

(事前申し込み制・参加無料)

厚生労働省は、労働者や事業主・人事労務担当者などを対象に、「労働契約」に関するセミナーを開催しています。

企業が多様な人材を活用するにあたって、労働契約はどのようにするのがよいのでしょうか。このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員等が長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、2022年7月に改訂された副業・兼業の促進に関するガイドラインについても解説します。労働者が労働関係法令について知ることは、労働者自身の権利を守ることに繋がります。どなたでも無料で参加できますので、ぜひご参加ください。

セミナーでは、労働関係法令や副業・兼業の促進に関するガイドライン等をまとめたテキストと、資料集・判例集を無料で配布します。セミナー終了後も社内でご活用いただけます。

セミナー終了後、個別相談会も無料で開催します。

【テーマ】

- ・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

11月の開催予定は、次のとおりです。

【会場開催】

開催日 : 4日(金) @神奈川県

11日(金) @富山県

18日(金) @宮城県

22日(火) @千葉県

24 日（木）@沖縄県

30 日（水）@愛知県

開催時間：セミナー 13:00～15:40

個別相談会 15:50～16:50

【オンライン開催】

開催日：1 日（火）、2 日（水）、8 日（火）、9 日（水）、10 日（木）、
16 日（水）、17 日（木）、18 日（金）、22 日（火）、29 日（火）、30
日（水）

開催時間：

午前の部 セミナー 9:30～12:10

個別相談会 12:10～13:10

午後の部 セミナー 13:30～16:10

個別相談会 16:10～17:10

※午前の部と午後の部はどちらも同じ内容です。ご都合のよい方にお申し込みください。

具体的な会場や開催日、各回の申し込み締め切り日は、以下のウェブサイトをご確認ください。

【お申し込み・詳細】

労働契約等解説セミナー2022

http://www.langate.co.jp/rule2022/i_seminar.html

他に、中小・小規模企業等や労働者団体等に講師を無料で派遣しております。
お申し込み、ご相談は、運営事務局にご連絡ください。

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2022」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

電話 075(741)7862

【再掲】

【トピック8】「過重労働解消のためのセミナー」の参加者を募集中です

(事前申し込み制・参加無料)

～9月から12月にオンラインと会場で全49回開催～

健康に生き生き働ける職場づくりの実現に向けて、企業の経営者や人事労務担当者、

管理職の皆さまの支援を目的に、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。

オンライン開催は44回の中から、ご都合の良い日時や講師・テーマを選んでお申し込みください。会場開催は東京・愛知・大阪で各1回、他に「特別企画 業務効率化セミナー」を東京・大阪で開催します。

セミナーでは、過重労働防止に関する労働関係法令の制度概要、過重労働の防止・解消のための対策・手法等の解説、取り組みの好事例の紹介など実務的に使える知識やノウハウを各回共通で提供します。

さらにオンラインセミナーは各回で「過重労働に関する企業の責任」や「過重労働とメンタルヘルス」などの「詳細解説テーマ」も設けていますので、興味のあるテーマ

をお選びの上ご参加ください。

また、「特別企画 業務効率化セミナー」では、業務効率化の考え方や手法・事例など

を中心にお伝えします。

経営者や人事労務担当者、管理者の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加できます。

皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催期間・時間】

9月29日(木)～12月16日(金) (全49回)

・午前開催の場合 9:30～12:00

・午後開催の場合 14:00～16:30 ※愛知の会場開催は、13:30～16:00 開催

・夜間開催の場合 17:30～20:00

※日程や開催時間・会場・講師などの詳細は、特設ウェブサイトまたはご案内リーフレッ

トをご参照ください。

【詳細解説テーマ例】

- ・過重労働に関する企業の責任
- ・過重労働とメンタルヘルス

- ・ 過重労働と労災認定
- ・ 過重労働と勤務間インターバルの取組み
- ・ 過重労働とテレワーク など

【お申し込み・詳細】

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー事務局」

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）※厚生労働省委託事業
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6 階

電話：03（5283）1030（平日 10:00～17:00）

FAX：03（5283）1032

E-mail：kajyu-kaishou@zenkiren.com

担当：川田代、磯谷、加藤

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-